

受 理 番 号	件 名
陳 情 第 4 5 号	調布基地跡地留保地を「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園」として整備することに関連する「調布市都市公園条例の一部を改正する条例」の慣重審議を求める陳情
提 出 者 の 住 所 ・ 氏 名 ※非公開情報	
付 託 委 員 会	建設委員会

※原文のまま記載

(要旨)

「調布市都市公園条例の一部を改正する条例（案）」について令和 8 年 7 月 7 日（火曜日）から令和 8 年 8 月 5 日（水曜日）までの期間にパブリック・コメントが実施された。その趣旨は、「調布基地跡地留保地施設整備基本計画に基づく「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園」の整備（以下「留保地整備」という。）に向けて、調布市都市公園条例で規定する運動施設割合の上限 100 分の 50 について、都市公園法施行令の緩和規定を参酌し、今回整備する都市公園に限り上限を 100 分の 70 に緩和することにより、公園として開かれた場所にテニスコートや多目的コート等の運動施設を整備し、併せて、市と包括連携協定を締結する F C 東京の練習拠点を整備するため改正するものです。」である。

この留保地整備については、公園の公共目的（広く市民のためのものか、一部のプロスポーツ選手や企業のためのものか）、その手続き、市税の正当な支出か、プロサッカー企業との利害関係、調布飛行場等の騒音など近隣住民の住環境への影響、気候危機に逆行する樹林の伐採、人工芝による環境汚染など様々な問題が市民や専門家、調布市環境保全審議会などから指摘、議論されている。その詳細は、パブリック・コメント結果（8 月 25 日公表予定）、7/10、7/11 に調布中学校で行われた留保地の土地利用構想説明会での意見及び条例に基づく意見書（未公表）な

どにあるが、未だ公表されていないものもある。

これらを踏まえて「調布市都市公園条例の一部を改正する条例」について慎重な審議をすることを求める。

以上について陳情いたします。